

令和6年6月秋田市議会定例会提出案件目次

番 号	件 名
90	秋田市職員給与条例の一部を改正する件
91	秋田市市税条例の一部を改正する件
92	秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件
93	秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件
94	秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する件
95	秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する件
96	秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件
97	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
98	秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
99	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
100	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について承認を求める件
101	市道路線を廃止する件
102	市道路線を認定する件
103	旧秋田市文化会館解体工事請負契約を締結する件
104	リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事請負契約を締結する件
105	背面ロッカーほかを買い入れる件
106	厨房機器を買い入れる件
107	小型動力ポンプ積載車を買い入れる件
108	消防ポンプ自動車を買い入れる件
109	救急自動車を買い入れる件
110	救急自動車を買い入れる件
111	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件
112	令和6年度秋田市一般会計補正予算（第3号）の件
113	令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）の件

議案第90号

秋田市職員給与条例の一部を改正する件

秋田市職員給与条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市職員給与条例の一部を改正する条例

秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項の表に次のように加える。

20	災害応急作業等手当	日額 840円以内	異常な自然現象により重大な災害が発生した現場等で行う巡回監視等の作業に従事する職員
----	-----------	--------------	---

第13条に次の1項を加える。

- 3 規則で定める場合における災害応急作業等手当の額は、前項の表第20号の規定にかかわらず、同号の規定による額に、同号の規定による額の100分の100を超えない範囲内で規則で定める額を加算した額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の秋田市職員給与条例の規定は、令和5年7月14日から適用する。

提案理由

災害応急作業等手当の支給について定めるため、改正しようとするものである。

議案第91号

秋田市市税条例の一部を改正する件

秋田市市税条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第42条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

第130条中「第701条の12第5項又は第701条の13第4項」を「第701条の12第7項又は第701条の13第5項」に改める。

附則第6条の8の2中第13項を削り、第12項を第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。

附則第6条の8の2第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条中第19項を第20項とし、第18項を第19項とし、同条第17項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第16項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第6条の8の3中第14項を第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号に規定する」を「附則第7条第11項各号に掲げる」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第42条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第43号）の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正（令和6年法律第4号）等に伴い、固定資産税の課税標準の特例に係る条例で定める割合等について改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第92号

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市個人番号の利用に関する条例（平成27年秋田市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の項中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

生活保護法の一部改正（令和6年法律第21号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第93号

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第75号）の一部を次のように改正する。

第13条第1号中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号イ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正（令和6年厚生労働省令第61号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとする

るものである。

議案第94号

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する件

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員
等に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る
人員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

秋田市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員
等に関する基準を定める条例（平成26年秋田市条例第76号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第2項中「第140条の66第1号ロ(2)」を「第140条の66第1号
イ」に改める。

第3条第1項中「員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が
第1号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して
必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの
職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤
務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の
員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。
次項において同じ。）」を加え、同条第2項中「前項の」を「第1項の」
に改め、同項の表中「前項各号」を「第1項各号」に、「前項第1号」を
「第1項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の
1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包

括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を1の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の1の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の1の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

介護保険法施行規則の一部改正（令和6年厚生労働省令第61号）に伴い、地域包括支援センターにおける人員に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第95号

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する件

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等の一
部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例等
の一部を改正する条例

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一
部改正)

第1条 秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例
(平成24年秋田市条例第90号)の一部を次のように改正する。

第36条第2項中「20人」を「15人」に、「30人」を「25人」に改める。
(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定め
る条例の一部改正)

第2条 秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を
定める条例(平成26年秋田市条例第59号)の一部を次のように改正する。

第8条第3項第1号中「30人」を「25人」に改め、同項第2号中「20
人」を「15人」に改める。

(秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例
の一部改正)

第3条 秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める
条例(平成26年秋田市条例第60号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30

人」を「25人」に改める。

第32条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第48条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

(秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第4条 秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例（平成31年秋田市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 保育士の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第1条の規定による改正後の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の秋田市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においても、なおその効力を有する。

(秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

3 園児の教育および保育に直接従事する職員の配置については、当分の間、教育および保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第2条の規定による改正後の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営

に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の秋田市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例第8条第3項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 保育士又は第3条の規定による改正後の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第32条第1項もしくは第48条第1項に規定する保育従事者の配置については、当分の間、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、同条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の秋田市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項又は第48条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

（秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 子どもの教育又は保育に従事する職員の配置については、当分の間、教育又は保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、第4条の規定による改正後の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の秋田市認定こども園の認定の要件に関する条例第4条第2項の規定は、施行日以後においても、なおその効力を有する。

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和6年内閣府令第18号）等に伴い、保育所等における職員の配置基準を改めるため、改正しようとするものである。

議案第96号

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する件

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を次のように改正する。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例の一部を改正する条例

秋田市廃棄物の処理および再利用に関する条例（平成4年秋田市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第39条中「において準用する」を「（法第9条の3の2第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において読み替えて準用する」に、「次条」を「次条第1項」に、「同条第1項」を「法第9条の3第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 法第9条の3の3第2項（同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第9項において読み替えて準用する場合を含む。次条第2項において同じ。）の規定による法第9条の3の3第1項に規定する調査（以下「受託者施設に係る生活環境影響調査」という。）の結果を記載した書類（以下「受託者施設に係る生活環境影響調査報告書」という。）の公衆への縦覧の対象となる一般廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設（次条において「受託者施設」という。）とする。

第40条の見出しを「（縦覧の告示等）」に改め、同条に次の2項を加える。

2 市から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者（以下

「受託者」という。)は、法第9条の3の3第2項の規定により受託者施設に係る生活環境影響調査報告書の縦覧を行おうとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を記載した書類を市長に届け出なければならない。

- (1) 受託者施設の名称
- (2) 受託者施設の設置場所
- (3) 受託者施設の種類
- (4) 実施した受託者施設に係る生活環境影響調査の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、次に掲げる事項を告示するものとする。

- (1) 受託者の氏名又は名称および住所ならびに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 縦覧の場所および期間
- (3) 前項第1号から第4号までに掲げる事項
- (4) 法第9条の3の3第1項の規定による受託者施設の設置又は同条第3項において読み替えて準用する法第9条の3第8項の規定による受託者施設の変更(以下「受託者施設の設置又は変更」という。)に関し利害関係を有する者は法第9条の3の3第2項に規定する意見書を提出することができる旨ならびにその提出先および提出期限

第41条中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同条第2号中「前条の」を「前条第1項の規定による」に改め、「1月間」の次に「(法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前条第3項第2号に規定する縦覧の場所および期間は、次のとおりとする。

- (1) 縦覧の場所 前項第1号に規定する場所
- (2) 縦覧の期間 前条第3項の規定による告示の日から1月以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間

第42条中「第40条」を「第40条第1項」に、「前条」を「前条第1項」

に改め、「2週間」の次に「（法第9条の3の2第1項の同意に係る施設の設置又は変更をしようとする場合にあっては、2週間以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 受託者施設の設置又は変更に関し利害関係を有する者は、第40条第3項の規定による告示があったときは、前条第2項に定める縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して2週間以内の期間で非常災害の状況を勘案して市長が必要と認める期間を経過する日までに、受託者に対し、法第9条の3の3第2項に規定する意見書を提出することができる。

第43条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、受託者施設の設置又は変更について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置等の特例の適用に関する手続を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするものである。

議案第97号

秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市市税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法の一部改正（令和6年法律第4号）に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第31号

専 決 処 分 書

秋田市市税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第6条の5の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第6条の5の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項および第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条および附則第6条の5の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第6条第2項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項、前条および附則第6条の7の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の6第2項、第33条の5の5第1項および前条の規定の適用については、第27条の6第2項および前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項および第5条の8第6項」と、第33条の5の5第1項中「課した」とあ

るのは「附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の各納期の納付額に関する特例)

第6条の5の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条および第32条の2の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項および第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項および次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特

別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはなし、第31条第1項に規定する第2期の納期（以下この項および次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）および同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期および第2期納期においてはなし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期および第3期納期においてはなし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額および普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第33条の5第1項の規

定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合には、前項の規定は、適用しない。

(令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例)

第6条の5の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第33条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額および同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第6条の5の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号および第5号において同じ。)の合算額(以下この号および第5号において「年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号および第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額を控除した額(以下この項および第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。)を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市

民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期および第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）ならびに第33条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項および第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額およびその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
- (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額およびその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額および特別徴収対象税額は、第1期納期および第2期納期ならびに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3

月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額および均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の5の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日ま

での間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第6条の5の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第6条の5の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項および第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の3、第27条の5から第27条の8まで、附則第6条第2項、附則第6条の5第1項、附則第6条の5の3第1項、附則第6条の5の4および附則第6条の7の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第6条の6第2項中「前条」を「附則第6条の5の4」に改め、同条第3項中「第27条の8第1項」の次に「、附則第6条の5の5第1項お

よび前条」を加え、「同項」を「第27条の8第1項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、附則第6条の5の5第1項中「前条および」とあるのは「前条、附則第6条の6第2項および」と、前条中「附則第6条の5の4および」とあるのは「附則第6条の5の4、次条第2項および」とする」に改める。

附則第6条の9の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第6条の10の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第7条の前の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項および第3項中「令和4年度分および令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項および第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第7条の3中「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第8条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この条において同じ。」および「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第15条の2第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第15条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第16条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第21条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第22条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用につい

ては、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第23条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第6条の5の5および附則第6条の5の8の規定の適用については、附則第6条の5の5第1項および附則第6条の5の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額ならびに附則第23条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の秋田市市税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお

従前の例による。

議案第98号

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（令和6年総務省令第35号）に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第32号

専 決 処 分 書

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第
1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部
を改正する条例

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年
秋田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第99号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

地方税法施行令の一部改正（令和6年政令第136号）に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第33号

専 決 処 分 書

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年3月30日

秋田市長 穂 積 志

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第18条第1項中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第100号

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関する専決処分について承認を求める件

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）に関しては、特に緊急を要したので、別紙のとおり専決処分した。よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

提案理由

令和5年7月14日からの豪雨により発生した、山手台地区における法面の地すべり災害の応急復旧に係る経費の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったので専決処分したことから、今議会において承認を求めようとするものである。

専決第34号

専 決 処 分 書

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件

上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

令和6年4月11日

秋田市長 穂 積 志

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ79,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ144,069,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の追加は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	23,473,713	52,800	23,526,513
	1 国庫負担金	19,993,297	52,800	20,046,097
23	市債	12,357,600	26,400	12,384,000
	1 市債	12,357,600	26,400	12,384,000
	歳入合計	143,990,000	79,200	144,069,200

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
11	災害復旧費	8,305	79,200	87,505
	2 公共土木施設災害復旧費	1	79,200	79,201
	歳 出 合 計	143,990,000	79,200	144,069,200

第2表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
公共土木施設費 災害復旧費	千円	千円 26,400	千円 26,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
計	12,357,600	26,400	12,384,000			

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
11 災害復旧費	千円 8,305	千円 79,200	千円 87,505
歳 出 合 計	143,990,000	79,200	144,069,200

2 歳 入

1 6 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
4 災害復旧費国庫負担金	千円 0	千円 52,800	千円 52,800	1 公共土木施設 災害復旧費負 担金	千円 52,800
計	19,993,297	52,800	20,046,097		

2 3 款 市債

1 項 市債

10 災害復旧債	8,300	26,400	34,700	3 公共土木施設 災害復旧債	26,400
計	12,357,600	26,400	12,384,000		

説	明	千円
02 公共土木施設災害復旧費負担金	(都市総)	52,800

01 土木施設災害復旧債	(財 政)	26,400
--------------	-------	--------

3 歳 出

1 1 款 災害復旧費

2 項 公共土木施設災害復旧費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 土木施設災害復旧費	千円 1	千円 79,200	千円 79,201	千円 52,800	千円 26,400	千円	千円
計	1	79,200	79,201	52,800	26,400	0	0

節		説	明
区 分	金 額		
14 工事請負費	千円 9,900	【都市整備部関係】 公共土木施設災害復旧事業	千円 79,200
21 補償、補填及 び賠償金	69,300		79,200

1 1 款 災害復旧費

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	91,557,978	11,452,900		11,452,900
(1) 土 木	36,785,516	4,236,600		4,236,600
(2) 農 林 水 産	2,772,930	374,700		374,700
(3) 教 育	15,410,113	3,527,000		3,527,000
(4) 公 営 住 宅	2,697,769	39,800		39,800
(5) 保 健 衛 生	7,257,896	1,122,500		1,122,500
(6) 消 防	2,620,981	569,700		569,700
(7) 民 生	1,585,114	145,000		145,000
(8) 商 工	123,835	37,900		37,900
(9) 過 疎 債	523,274	403,900		403,900
(10) そ の 他	21,780,550	995,800		995,800
2 災 害 復 旧 債	1,750,872	8,300	26,400	34,700
(1) 土 木	446,550		26,400	26,400
(2) 農 林 水 産	226,730			
(3) 教 育	33,464			
(4) 保 健 衛 生	1,044,128	8,300		8,300
3 そ の 他	55,285,857	896,400		896,400
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	287,241			
(2) 減収補てん債	1,105,329			
(3) 減税補てん債	168,438			
(4) 臨時財政対策債	53,392,349	896,400		896,400
(5) 歳入欠かん等債	332,500			
合 計	148,594,707	12,357,600	26,400	12,384,000

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,617,179		7,617,179	95,393,699
2,908,684		2,908,684	38,113,432
140,345		140,345	3,007,285
1,339,335		1,339,335	17,597,778
194,696		194,696	2,542,873
591,030		591,030	7,789,366
519,520		519,520	2,671,161
105,129		105,129	1,624,985
9,879		9,879	151,856
54,948		54,948	872,226
1,753,613		1,753,613	21,022,737
151,853		151,853	1,633,719
60,741		60,741	412,209
24,274		24,274	202,456
1,012		1,012	32,452
65,826		65,826	986,602
4,736,719		4,736,719	51,445,538
41,462		41,462	245,779
63,529		63,529	1,041,800
93,873		93,873	74,565
4,537,855		4,537,855	49,750,894
			332,500
12,505,751		12,505,751	148,472,956

議案第101号

市道路線を廃止する件

次の市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

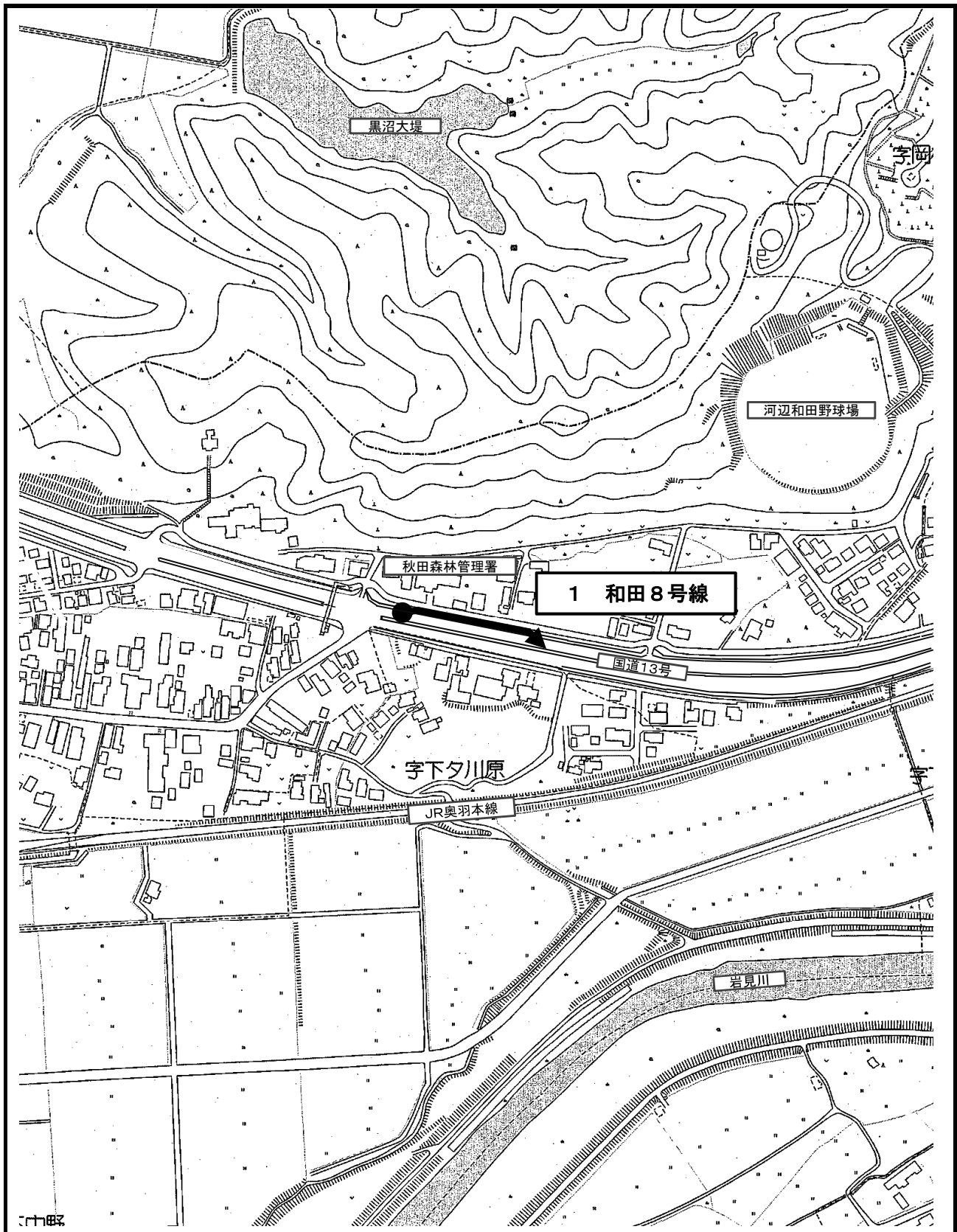
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
和田8号線	河辺和田字和田154番3地先		101.30	5.70 ～ 8.70
	河辺和田字和田170番3地先			

提案理由

一般国道13号河辺拡幅事業により、拡幅区域内に含まれたため、市道路線を廃止しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	和田8号線	101.30	5.70～8.70
合計延長		101.30	

和田 8 号線



議案第102号

市道路線を認定する件

次の道路を市道路線に認定することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

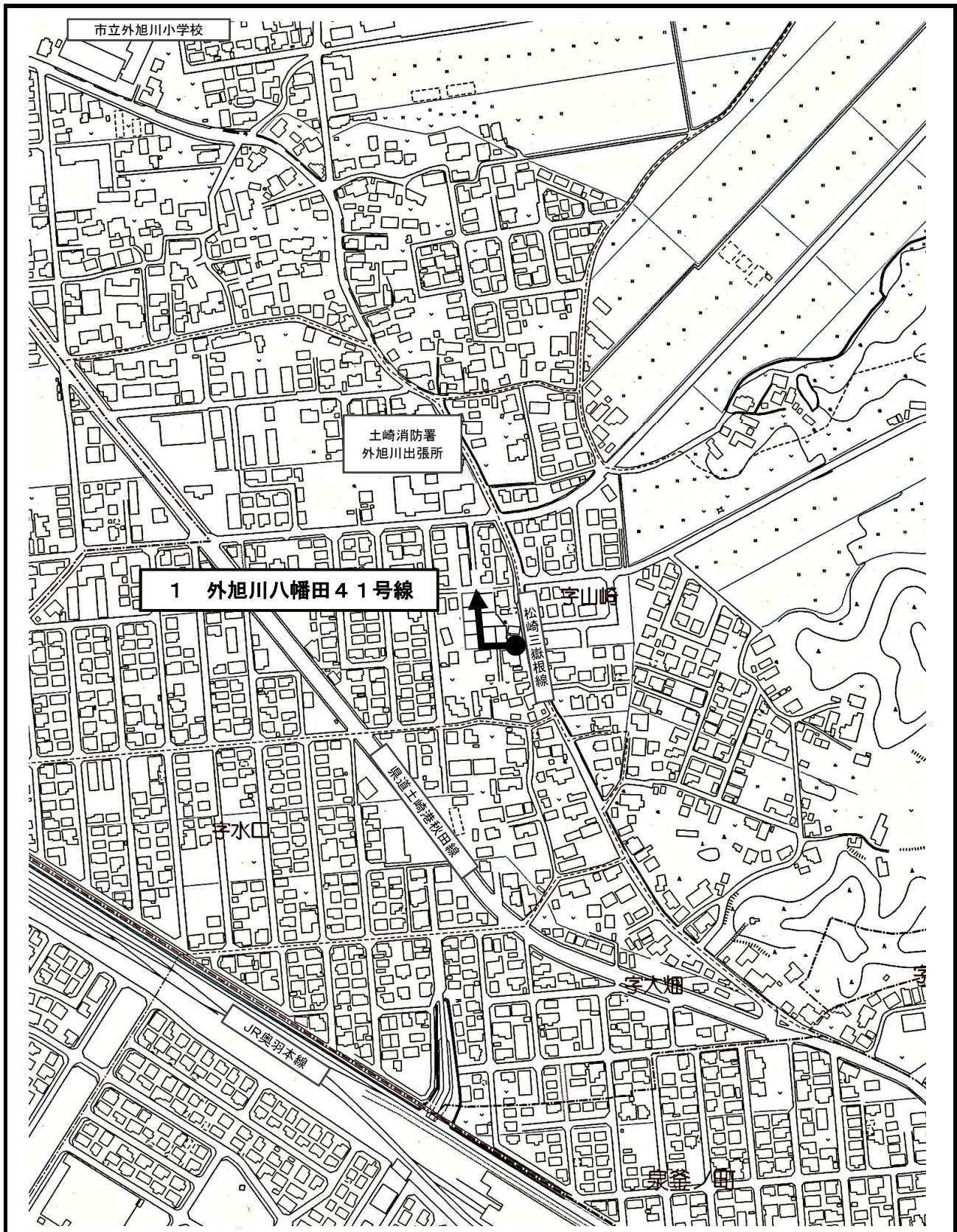
路線名	起点地番	重要な 経過地	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
	終点地番			
外旭川八幡田 41号線	外旭川字八幡田403番1地先		82.50	6.00
	外旭川字八幡田225番10地先			
岡村和田線	河辺和田字岡村366番7地先		577.40	5.00
	河辺和田字和田154番7地先			
大部岡村線	河辺諸井字大部50番5地先		467.70	6.00
	河辺和田字岡村327番2地先			

提案理由

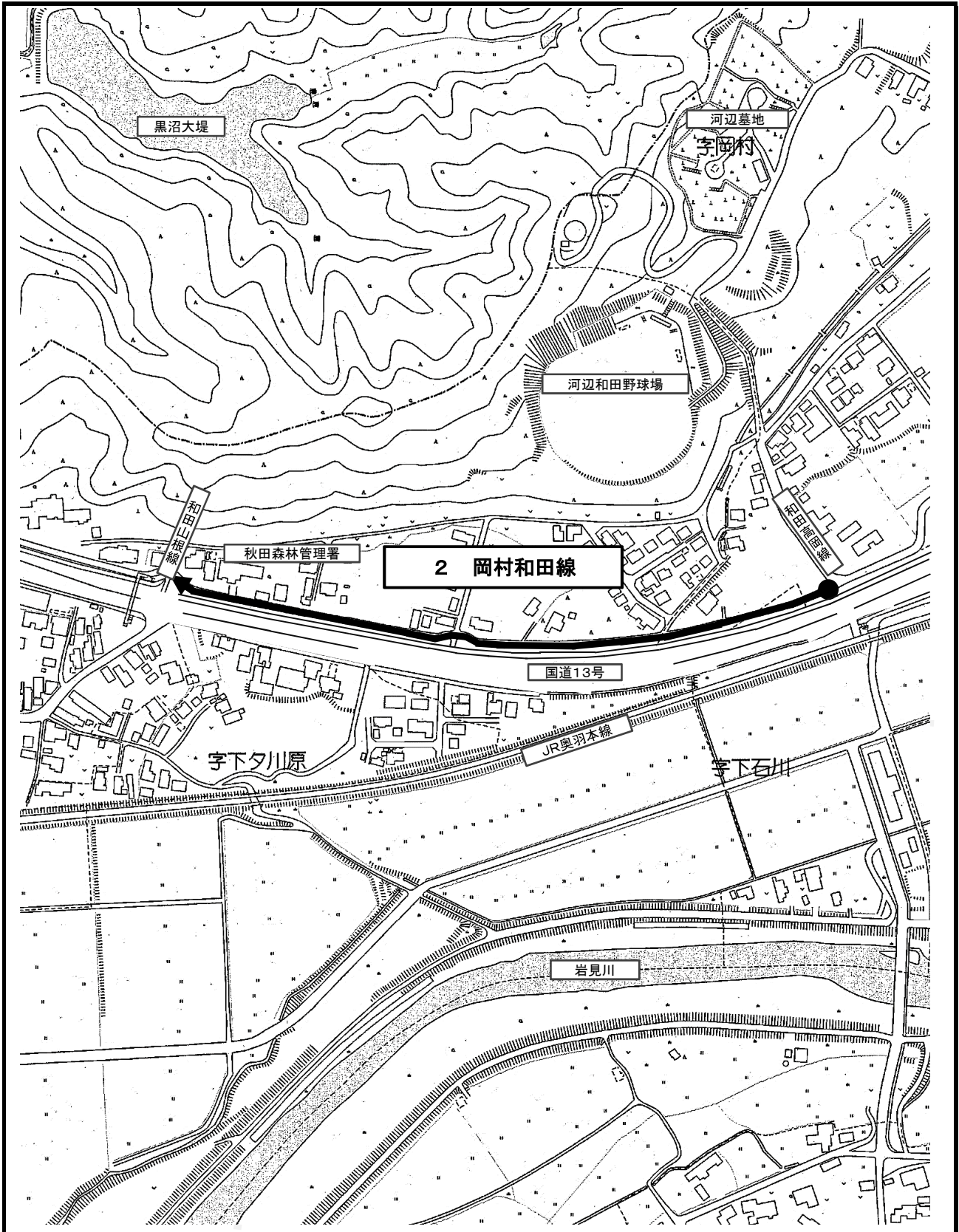
宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするものである。

番号	路線名	延長(メートル)	幅員(メートル)
1	外旭川八幡田41号線	82.50	6.00
2	岡村和田線	577.40	5.00
3	大部岡村線	467.70	6.00
合計延長		1,127.60	

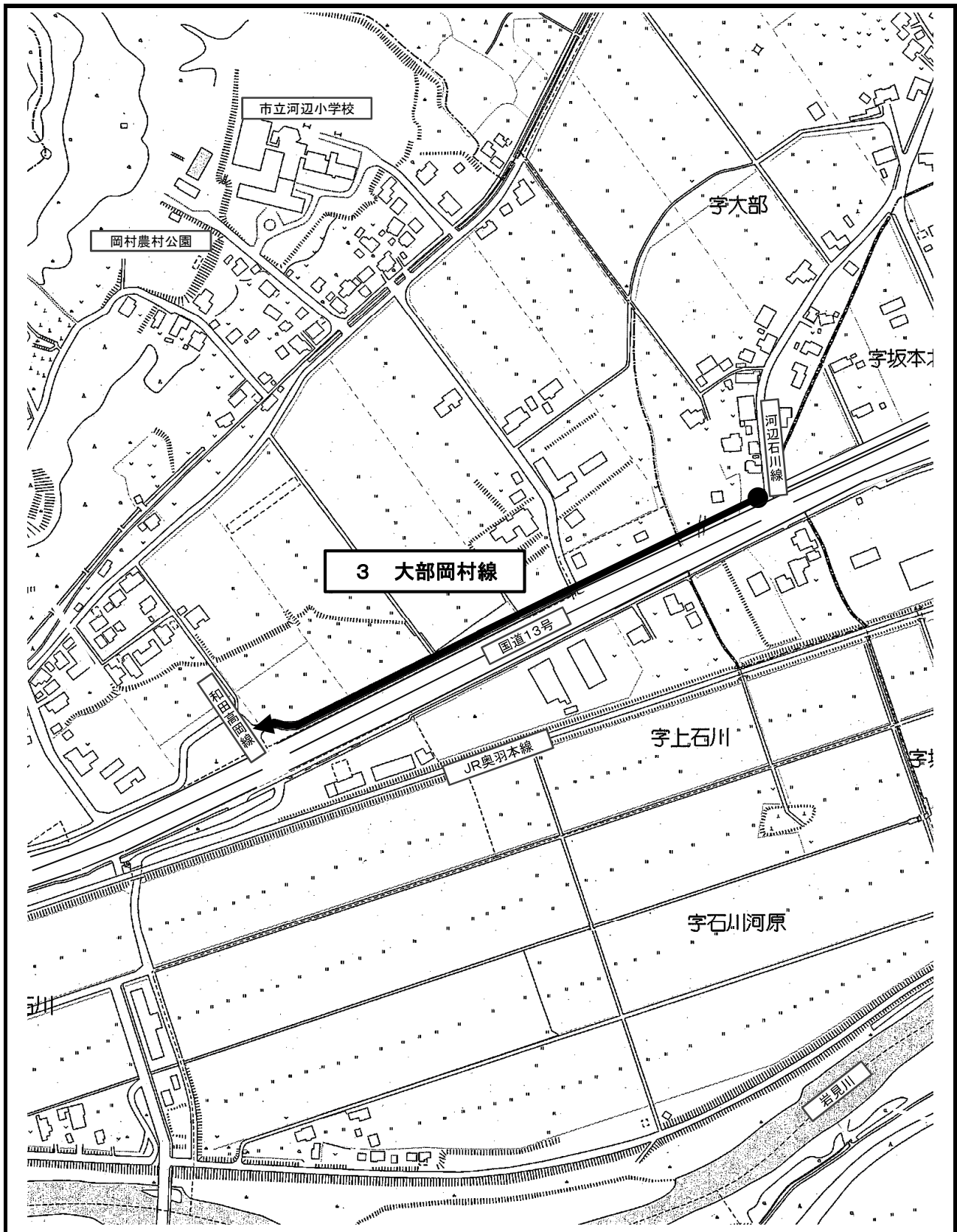
外旭川八幡田41号線



岡村和田線



大部岡村線



議案第103号

旧秋田市文化会館解体工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 工 事 名 | 旧秋田市文化会館解体工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市山王七丁目3番1号ほか |
| 3 | 契 約 方 法 | 総合評価落札方式による公募型指名競争入札 |
| 4 | 契 約 金 額 | 924,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 林・藤重・中山建設工事共同企業体
代表者 秋田市土崎港南一丁目14番37号
株式会社林工務店
代表取締役 林 徳 彦 |

提案理由

旧秋田市文化会館解体工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第104号

リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事請負契約を締結する件

次により工事請負契約を締結することについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第2条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 工 事 名 | リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝地内 |
| 3 | 契 約 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 契 約 金 額 | 539,000,000円 |
| 5 | 契 約 の 相 手 方 | 宮城県仙台市青葉区花京院二丁目1番65号
三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 東北支店
支店長 安 倍 史 紀 |

提案理由

リサイクルプラザ受入供給設備等改修工事を施行するため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第105号

背面ロッカーほかを買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 背面ロッカーほか |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 38,712,960円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市土崎港中央一丁目8番30号
株式会社イシカワ
代表取締役 石 川 元 |

提案理由

背面ロッカーほかを買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第106号

厨房機器を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|---------|--|
| 1 | 物 品 名 | 厨房機器 |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 64,790,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 秋田市千秋久保田町4-78
株式会社中西製作所 秋田営業所
所長 佐々木 潤 |

提案理由

厨房機器を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第107号

小型動力ポンプ積載車を買い入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

1	物 品 名	小型動力ポンプ積載車
2	契 約 方 法	公募型指名競争入札
3	契 約 金 額	22,044,000円
4	契 約 の 相 手 方	秋田市檜山登町1番20号 株式会社相場商店 代表取締役 相 場 栄 利

提案理由

小型動力ポンプ積載車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第108号

消防ポンプ自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 消防ポンプ自動車（CD-I型） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 54,230,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市山王六丁目1番1号
猿田興業株式会社
代表取締役社長 猿 田 知 久 |

提案理由

消防ポンプ自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第109号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 救急自動車（土崎救急2） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 24,200,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市檜山登町1番20号
株式会社相場商店
代表取締役 相 場 栄 利 |

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第110号

救急自動車を買入れる件

次により物品を買入れすることについて、秋田市議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年秋田市条例第18号）第3条の規定により議会の議決を求める。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 物 品 名 | 救急自動車（城東救急） |
| 2 | 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 24,200,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 秋田市檜山登町1番20号
株式会社相場商店
代表取締役 相 場 栄 利 |

提案理由

救急自動車を買入れするため、議会の議決を求めようとするものである。

議案第111号

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,008,772千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ147,077,972千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	23,526,513	3,008,772	26,535,285
	2 国庫補助金	3,402,740	3,008,772	6,411,512
	歳入合計	144,069,200	3,008,772	147,077,972

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	15,055,403	2,487,707	17,543,110
	1 総務管理費	13,285,225	2,487,707	15,772,932
3	民生費	55,091,211	521,065	55,612,276
	1 社会福祉費	26,121,018	521,065	26,642,083
	歳 出 合 計	144,069,200	3,008,772	147,077,972

議案第112号

令和6年度秋田市一般会計補正予算（第3号）

令和6年度秋田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,584,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148,662,323千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

（市債の補正）

第3条 市債の変更は、「第3表 市債補正」による。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
16	国庫支出金	26,535,285	177,299	26,712,584
	1 国庫負担金	20,046,097	135,832	20,181,929
	2 国庫補助金	6,411,512	41,467	6,452,979
17	県支出金	10,366,755	△3,834	10,362,921
	2 県補助金	2,681,534	△3,834	2,677,700
21	繰越金	700,000	338,933	1,038,933
	1 繰越金	700,000	338,933	1,038,933
22	諸収入	8,142,300	329,153	8,471,453
	5 雑入	1,247,538	329,153	1,576,691
23	市債	12,384,000	742,800	13,126,800
	1 市債	12,384,000	742,800	13,126,800
	歳入合計	147,077,972	1,584,351	148,662,323

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2	総務費	17,543,110	10,562	17,553,672
	1 総務管理費	15,772,932	6,712	15,779,644
	3 戸籍住民基本台帳費	500,096	3,850	503,946
3	民生費	55,612,276	26,799	55,639,075
	1 社会福祉費	26,642,083	14,643	26,656,726
	2 児童福祉費	19,410,572	12,156	19,422,728
4	衛生費	11,185,687	630,520	11,816,207
	2 保健所費	1,860,075	630,520	2,490,595
6	農林水産業費	2,634,092	2,574	2,636,666
	3 林業費	440,456	2,574	443,030
7	商工費	9,246,490	59,597	9,306,087
	1 商工費	9,246,490	59,597	9,306,087
8	土木費	16,115,568	47,500	16,163,068
	3 河川費	1,331,456	47,500	1,378,956
9	消防費	4,622,876	625,794	5,248,670
	1 消防費	4,622,876	625,794	5,248,670
10	教育費	15,402,936	181,005	15,583,941
	2 小学校費	4,526,956	114,026	4,640,982
	6 社会教育費	3,826,477	66,979	3,893,456
歳 出 合 計		147,077,972	1,584,351	148,662,323

第2表 継続費補正

(追加)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
9 消防費	1 消防費	消防通信指令システム更新事業	千円 1,908,484	令和6年度	千円 625,686
				令和7年度	1,208,306
				令和8年度	74,492

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	千円 3,884,916	令和4年度	千円 2,330,949	千円 3,998,942	令和4年度	千円 2,330,949
				令和5年度			令和5年度	
				令和6年度			令和6年度	
	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業(改築工事等分)	2,638,042	令和5年度	119,665	2,717,572	令和5年度	119,665
				令和6年度			令和6年度	
				令和7年度			令和7年度	

第3表 市債補正

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
児童福祉費	千円 72,600	△ 千円 4,200	千円 68,400			
林業費	25,300	1,000	26,300			
道路橋りょう費	2,128,200	47,500	2,175,700			
消防費	604,500	552,800	1,157,300			
小学校費	1,514,100	85,500	1,599,600			
社会教育費	1,858,100	60,200	1,918,300			
計	12,384,000	742,800	13,126,800			

議案第113号

令和6年度秋田市公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）

令和6年度秋田市の公設地方卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ57,553千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ663,363千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

令和6年6月6日提出

秋田市長 穂 積 志

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 196,474	千円 42,953	千円 239,427
	1 一般会計繰入金	196,474	42,953	239,427
6 市債		0	14,600	14,600
	1 市債	0	14,600	14,600
歳 入 合 計		605,810	57,553	663,363

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		千円 105,438	千円 57,553	千円 162,991
	1 地方卸売市場施設整備費	105,438	57,553	162,991
歳 出 合 計		605,810	57,553	663,363

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
地方卸売市場 施設整備費	千円 14,600	普通貸借又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる場合、利率の 見直しを行った後 においては、当該 見直し後の利率)	政府資金の場合はその融資条 件による。銀行その他の場合は 債権者と協議して定める。た だし財政の都合により据置期間 及び償還期限を短縮し、もしく は繰上償還又は低利に借換す ることができる。
計	14,600			

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	千円 23,526,513	千円 3,008,772	千円 26,535,285
歳入合計	144,069,200	3,008,772	147,077,972

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
			2,487,707
			521,065
0	0	0	3,008,772

2 歳 入

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 総務費国庫補助金	千円 404,508	千円 3,008,772	千円 3,413,280	1 総務管理費補 助金	千円 3,008,772
計	3,402,740	3,008,772	6,411,512		

説	明
71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	<div style="text-align: right;">千円</div> (財 政) 3,008,772

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 8,616,515	千円 2,487,707	千円 11,104,222	千円	千円	千円	千円 2,487,707
計	13,285,225	2,487,707	15,772,932	0	0	0	2,487,707

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総 務費	1,340,420	521,065	1,861,485				521,065
---------------	-----------	---------	-----------	--	--	--	---------

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	千円 3,975	【企画財政部関係】 物価高騰支援給付金給付事業（調整給付分）	千円 2,487,707
3 職員手当等	1,896		2,487,707
4 共済費	815		
8 旅費	191		
10 需用費	1,300		
11 役務費	8,950		
12 委託料	68,058		
13 使用料及び賃借料	2,510		
18 負担金、補助及び交付金	2,400,012		

1 報酬	3,753	【福祉保健部関係】 物価高騰支援給付金給付事業（令和6年度非課税世帯等分）	521,065
3 職員手当等	428		521,065
4 共済費	607		
8 旅費	177		
10 需用費	203		
11 役務費	1,691		

2款 総務費 3款 民生費

3款 民生費

1項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
計	26,121,018	521,065	26,642,083	0	0	0	521,065

節		説 明
区 分	金 額	
12 委託料	千円 10,195	
18 負担金、補助 及び交付金	504,011	

3款 民生費

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(106) 3,967	1,985,171	9,569,967	7,662,805	19,217,943	3,502,954	22,720,897	
補正前	(106) 3,957	1,977,443	9,569,967	7,660,481	19,207,891	3,501,532	22,709,423	
比較	(0) 10	7,728	0	2,324	10,052	1,422	11,474	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	229,246	648,656	310,006	186,293	144,516	2,382,741	1,986,801	86,280
	補正前	229,246	647,372	310,006	186,293	144,516	2,382,180	1,986,322	86,280
	比較	0	1,284	0	0	0	561	479	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,380,880	160,138	2,592	5,167	5,982	3,312	130,195	
	補正前	1,380,880	160,138	2,592	5,167	5,982	3,312	130,195	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：人、千円)

区分	職員数	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当等	計			
補正後	(106) 2,414		9,392,431	6,970,249	16,362,680	3,073,899	19,436,579	
補正前	(106) 2,414		9,392,431	6,968,965	16,361,396	3,073,899	19,435,295	
比較	(0) 0		0	1,284	1,284	0	1,284	

※職員数欄の()内は、短時間勤務職員について外書き

職員手当等の内訳	区分	扶養手当	時間外勤務手当	管理職手当	通勤手当	寒冷地手当	期末手当	勤勉手当	特殊勤務手当
	補正後	229,246	643,062	310,006	180,174	144,516	2,015,814	1,673,530	86,048
	補正前	229,246	641,778	310,006	180,174	144,516	2,015,814	1,673,530	86,048
	比較	0	1,284	0	0	0	0	0	0
職員手当等の内訳	区分	退職手当	住居手当	単身赴任手当	地域手当	義務教育等 教員特別手当	管理職員特別 勤務手当	児童手当	
	補正後	1,380,880	160,138	2,592	4,754	5,982	3,312	130,195	
	補正前	1,380,880	160,138	2,592	4,754	5,982	3,312	130,195	
	比較	0	0	0	0	0	0	0	

イ 会計年度任用職員

(単位：人、千円)

区 分	職員数	給 与 費				共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職員手当等	計			
補正後	1,553	1,985,171	177,536	692,556	2,855,263	429,055	3,284,318	
補正前	1,543	1,977,443	177,536	691,516	2,846,495	427,633	3,274,128	
比 較	10	7,728	0	1,040	8,768	1,422	10,190	

職員手当等の内訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当	通 勤 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当	特 殊 勤 務 手 当	地 域 手 当
	補正後	5,594	6,119	366,927	313,271	232	413
	補正前	5,594	6,119	366,366	312,792	232	413
	比 較	0	0	561	479	0	0

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由	別 内 訳	説 明	備 考
職 員 手 当 等	2,324	その他の増減分	2,324		

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 3,008,772 千円

上記のうち特定財源 -

差 引 一 般 財 源 3,008,772

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	3,008,772	2 国 庫 補 助 金	3,008,772
計	3,008,772		

一 般 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国県支出金	市	債	その他
千円	千円	千円	千円
7,130			3,432
13,694	△4,200		17,305
135,832		329,153	165,535
1,415	1,000		159
			59,597
	47,500		
	552,800		72,994
	145,700		35,305
158,071	742,800	329,153	354,327

2 歳 入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
2 衛生費国庫負担金	千円 69,128	千円 135,832	千円 204,960	1 保健所費負担 金	千円 135,832
計	20,046,097	135,832	20,181,929		

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	3,413,280	22,524	3,435,804	1 総務管理費補 助金	22,524
2 民生費国庫補助金	710,905	18,943	729,848	2 障害者福祉費 補助金	350
				4 児童福祉費補 助金	18,593
計	6,411,512	41,467	6,452,979		

17款 県支出金

2項 県補助金

2 民生費県補助金	1,926,159	△5,249	1,920,910	4 児童福祉費補 助金	△5,249
5 農林水産業費県補助金	465,181	1,415	466,596	2 林業費補助金	1,415
計	2,681,534	△3,834	2,677,700		

説	明	
12 新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金	(保健総)	千円 135,832

32 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	(市 民)	3,850
71 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	(財 政)	15,394
73 子ども・子育て支援事業費補助金	(人 事)	3,280
11 保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金	(福祉総)	350
62 保育対策総合支援事業費補助金	(子ども育)	1,736
64 子ども・子育て支援整備交付金	(子ども福)	12,457
82 保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金	(子ども育)	2,950
83 保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助金	(子ども福)	1,450

41 放課後児童クラブ整備費補助金	(子ども福)	△5,249
40 林道改良事業費補助金	(産業企)	1,415

16款 国庫支出金 17款 県支出金

21款 繰越金

1項 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節	
				区分	金額
1 繰越金	千円 700,000	千円 338,933	千円 1,038,933	1 前年度繰越金	千円 338,933
計	700,000	338,933	1,038,933		

22款 諸収入

5項 雑入

4 雑入	1,247,535	329,153	1,576,688	5 福祉保健雑入	329,153
計	1,247,538	329,153	1,576,691		

23款 市債

1項 市債

2 民生債	145,000	△4,200	140,800	2 児童福祉債	△4,200
5 農林水産業債	374,700	1,000	375,700	2 林業債	1,000
7 土木債	4,276,400	47,500	4,323,900	1 道路橋りょう債	47,500
8 消防債	604,500	552,800	1,157,300	1 消防債	552,800
9 教育債	3,527,000	145,700	3,672,700	1 小学校債	85,500
				3 社会教育債	60,200
計	12,384,000	742,800	13,126,800		

説	明	
01 前年度繰越金	(財 政)	千円 338,933

84 新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金	(保健総)	329,153
-------------------------	-------	---------

01 児童福祉施設建設債	(財 政)	△4,200
01 林道整備債	(財 政)	1,000
01 道路橋りょう整備債	(財 政)	47,500
01 消防施設整備債	(財 政)	552,800
01 小学校建設債	(財 政)	85,500
01 社会教育施設建設債	(財 政)	60,200

21款 繰越金 22款 諸収入 23款 市債

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	市 債	その他	
1 一般管理費	千円 11,104,222	千円 6,712	千円 11,110,934	千円 3,280	千円	千円	千円 3,432
計	15,772,932	6,712	15,779,644	3,280	0	0	3,432

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	499,113	3,850	502,963	3,850			
計	500,096	3,850	503,946	3,850	0	0	0

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

2 障害者福祉費	9,007,749	525	9,008,274	350			175
3 老人福祉費	1,053,095	14,118	1,067,213				14,118
計	26,642,083	14,643	26,656,726	350	0	0	14,293

3 款 民生費

2 項 児童福祉費

1 児童福祉総務費	12,180,278	8,022	12,188,300	4,686			3,336
-----------	------------	-------	------------	-------	--	--	-------

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	千円 6,712	【総務部関係】	千円 6,712
		人事給与システム改修経費	6,712

12 委託料	3,850	【市民生活部関係】	3,850
		戸籍システム等改修経費	3,850

18 負担金、補助 及び交付金	525	【福祉保健部関係】	525
		障がい児福祉施設性被害防止対策支援事業	525
18 負担金、補助 及び交付金	6,158	【福祉保健部関係】	14,118
		軽費老人ホーム事務費助成経費	6,158
19 扶助費	7,960	老人保護措置費	7,960

10 需用費	500	【子ども未来部関係】	8,022
		医療的ケア児保育支援事業	3,472
12 委託料	3,472	保育所等性被害防止対策支援事業	4,550

2 款 総務費 3 款 民生費

3款 民生費

2項 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4 児童福祉施設費	1,854,159	4,134	1,858,293	8,658	△4,200		△324
計	19,410,572	12,156	19,422,728	13,344	△4,200	0	3,012

4款 衛生費

2項 保健所費

3 予防費	756,451	630,520	1,386,971	135,832		329,153	165,535
計	1,860,075	630,520	2,490,595	135,832	0	329,153	165,535

6款 農林水産業費

3項 林業費

2 林業振興費	234,263	2,574	236,837	1,415	1,000		159
計	440,456	2,574	443,030	1,415	1,000	0	159

節		説	明
区 分	金 額		
18 負担金、補助 及び交付金	千円 4,050		千円
18 負担金、補助 及び交付金	4,134	【子ども未来部関係】 放課後児童クラブ施設整備費補助金 放課後児童クラブ性被害防止対策支援事業	4,134 1,959 2,175

7 報償費	140	【福祉保健部関係】	630,520
10 需用費	1,177	予防接種事業	592,718
11 役務費	414	小児等インフルエンザワクチン接種費助成事業	37,802
12 委託料	455,741		
18 負担金、補助 及び交付金	37,216		
21 補償、補填及 び賠償金	135,832		

14 工事請負費	2,574	【産業振興部関係】 林業施設長寿命化事業	2,574 2,574

3 款 民生費 4 款 衛生費 6 款 農林水産業費

7款 商工費

1項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
2 商業振興費	千円 7,125,238	千円 16,644	千円 7,141,882	千円	千円	千円	千円 16,644
7 公設地方卸 売市場費	196,474	42,953	239,427				42,953
計	9,246,490	59,597	9,306,087	0	0	0	59,597

8款 土木費

3項 河川費

2 河川水路整 備費	1,260,565	47,500	1,308,065		47,500		
計	1,331,456	47,500	1,378,956	0	47,500	0	0

9款 消防費

1項 消防費

1 常備消防費	3,802,022	625,794	4,427,816		552,800		72,994
計	4,622,876	625,794	5,248,670	0	552,800	0	72,994

10款 教育費

2項 小学校費

4 学校建設費	2,225,099	114,026	2,339,125		85,500		28,526
---------	-----------	---------	-----------	--	--------	--	--------

節		説明	千円
区分	金額		
11 役務費	千円 3	【産業振興部関係】	16,644
18 負担金、補助 及び交付金	16,641	被災中小企業者等再建支援事業 エネルギー価格高騰対応倉庫事業者支援事業	1,250 15,394
27 繰出金	42,953	【産業振興部関係】 公設地方卸売市場会計繰出金	42,953 42,953

12 委託料	2,500	【建設部関係】	47,500
14 工事請負費	45,000	河川改修事業	47,500

8 旅費	108	【消防関係】	625,794
12 委託料	4,447	消防通信指令システム更新事業	625,794
14 工事請負費	621,239		

14 工事請負費	114,026	【教育委員会関係】	114,026
		日新小学校増改築等事業	114,026

7 款 商工費 8 款 土木費 9 款 消防費 10 款 教育費

10款 教育費

2項 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
計	千円 4,526,956	千円 114,026	千円 4,640,982	千円 0	千円 85,500	千円 0	千円 28,526

10款 教育費

6項 社会教育費

7 佐竹史料館 費	2,074,091	66,979	2,141,070		60,200		6,779
計	3,826,477	66,979	3,893,456	0	60,200	0	6,779

節		説明
区分	金額	
	千円	千円

14 工事請負費	66,979	【観光文化スポーツ部関係】 佐竹史料館改築事業	66,979 66,979

継続費についての前前年度末までの支出
の見込み及び当該年度以降の支出予定額

(追加)

款	項	事業名	全 体 計 画 内 訳					
			年度	年 割 額	左 の 財 源			一 般 財 源
					特 定 財 源	国 庫 支 出 金	市 債	
9 消防費	1 消防費	消防通信指令システム更新事業	6	千円 625,686	千円	千円	千円	千円 72,886
			7	1,208,306		1,048,400		159,906
			8	74,492		55,800		18,692
			計	1,908,484		1,657,000		251,484

(変更)

款	項	事業名	全 体 計 画 内 訳						
			年度	年 割 額	左 の 財 源			一 般 財 源	
					特 定 財 源	国 庫 支 出 金	市 債		そ の 他
10 教育費	2 小学校費	日新小学校増改築等事業	4	補正前	千円	千円	千円	千円	千円
				補正額					
				補正後					
			5	補正前	2,330,949		1,748,200	517,700	65,049
				補正額					
				補正後	2,330,949		1,748,200	517,700	65,049
			6	補正前	1,553,967		1,166,800	376,600	10,567
				補正額	114,026		85,500		28,526
				補正後	1,667,993		1,252,300	376,600	39,093
			計	補正前	3,884,916		2,915,000	894,300	75,616
				補正額	114,026		85,500		28,526
				補正後	3,998,942		3,000,500	894,300	104,142
	6 社会教育費	佐竹史料館改築事業(改築工事等分)	5	補正前	119,665		107,600	11,000	1,065
				補正額					
				補正後	119,665		107,600	11,000	1,065
			6	補正前	2,005,670		1,805,100	196,800	3,770
				補正額	66,979		60,200		6,779
				補正後	2,072,649		1,865,300	196,800	10,549
			7	補正前	512,707		461,400	50,600	707
				補正額	12,551		11,300		1,251
補正後				525,258		472,700	50,600	1,958	
計			補正前	2,638,042		2,374,100	258,400	5,542	
			補正額	79,530		71,500		8,030	
			補正後	2,717,572		2,445,600	258,400	13,572	

額、前年度末までの支出額又は支出額
並びに事業の進行状況等に関する調書

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円 625,686	千円 625,686	千円	% 32.8
				1,208,306	
				74,492	
		625,686	625,686	1,282,798	32.8

前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支出 (見込)額	当該年度 支出 予定額	当該年度 末までの 支出予定額	翌年度 以降支出 予定額	継続費の 総額に 対する 率
千円	千円	千円	千円	千円	%
	800,800		800,800		20.0
		3,198,142	3,198,142		80.0
	800,800	3,198,142	3,998,942		100.0
	52,680		52,680		1.9
		2,139,634	2,139,634		78.8
				525,258	
	52,680	2,139,634	2,192,314	525,258	80.7

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	91,557,978	11,452,900	742,800	12,195,700
(1) 土 木	36,785,516	4,236,600	47,500	4,284,100
(2) 農 林 水 産	2,772,930	374,700	1,000	375,700
(3) 教 育	15,410,113	3,527,000	145,700	3,672,700
(4) 公 営 住 宅	2,697,769	39,800		39,800
(5) 保 健 衛 生	7,257,896	1,122,500		1,122,500
(6) 消 防	2,620,981	569,700	552,800	1,122,500
(7) 民 生	1,585,114	145,000	△ 4,200	140,800
(8) 商 工	123,835	37,900		37,900
(9) 過 疎 債	523,274	403,900		403,900
(10) そ の 他	21,780,550	995,800		995,800
2 災 害 復 旧 債	1,750,872	34,700		34,700
(1) 土 木	446,550	26,400		26,400
(2) 農 林 水 産	226,730			
(3) 教 育	33,464			
(4) 保 健 衛 生	1,044,128	8,300		8,300
3 そ の 他	55,285,857	896,400		896,400
地域総合整備				
(1) 資金貸付金	287,241			
(2) 減収補てん債	1,105,329			
(3) 減税補てん債	168,438			
(4) 臨時財政対策債	53,392,349	896,400		896,400
(5) 歳入欠かん等債	332,500			
合 計	148,594,707	12,384,000	742,800	13,126,800

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
7,617,179		7,617,179	96,136,499
2,908,684		2,908,684	38,160,932
140,345		140,345	3,008,285
1,339,335		1,339,335	17,743,478
194,696		194,696	2,542,873
591,030		591,030	7,789,366
519,520		519,520	3,223,961
105,129		105,129	1,620,785
9,879		9,879	151,856
54,948		54,948	872,226
1,753,613		1,753,613	21,022,737
151,853		151,853	1,633,719
60,741		60,741	412,209
24,274		24,274	202,456
1,012		1,012	32,452
65,826		65,826	986,602
4,736,719		4,736,719	51,445,538
41,462		41,462	245,779
63,529		63,529	1,041,800
93,873		93,873	74,565
4,537,855		4,537,855	49,750,894
			332,500
12,505,751		12,505,751	149,215,756

歳 入 に 関 す る 調

歳 出 総 額 1,584,351 千円

上記のうち特定財源 1,230,024

差 引 一 般 財 源 354,327

こ の 補 て ん

(単位：千円)

款	金 額	項	金 額
16 国 庫 支 出 金	15,394	2 国 庫 補 助 金	15,394
21 繰 越 金	338,933	1 繰 越 金	338,933
計	354,327		

公 設 地 方 卸 売 市 場 会 計
歳入歳出補正予算事項別明細書

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費	千円 105,438	千円 57,553	千円 162,991
歳 出 合 計	605,810	57,553	663,363

補正額の財源内訳			
特 国県支出金	定 市	財 債	源 その他
千円	千円	千円	千円
	14,600		42,953
0	14,600	0	42,953

2 歳 入

3 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節	
				区 分	金 額
1 一般会計繰入金	千円 196,474	千円 42,953	千円 239,427	1 一般会計繰入 金	千円 42,953
計	196,474	42,953	239,427		

6 款 市債

1 項 市債

1 地方卸売市場施設整備債	0	14,600	14,600	1 地方卸売市場 施設整備債	14,600
計	0	14,600	14,600		

説		明	
01 一般会計繰入金		(産業企)	42,953
基準外			42,953

01 公設地方卸売市場施設整備債		(産業企)	14,600
------------------	--	-------	--------

3 歳 出

2 款 事業費

1 項 地方卸売市場施設整備費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般会計 繰入金
				国県支出金	市 債	その他	
2 地方卸売市 場再整備費	千円 95,006	千円 57,553	千円 152,559	千円	千円 14,600	千円	千円 42,953
計	105,438	57,553	162,991	0	14,600	0	42,953

節		説	明
区 分	金 額		
7 報償費	千円 42	【産業振興部関係】 地方卸売市場再整備事業	千円 57,553
10 需用費	1		57,553
11 役務費	628		
12 委託料	56,882		

市債の前前年度末における
び当該年度末における現在

区 分	前年度末現在高 見 込 額	当 該 年 度 中		
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額		
		補正前の額	補 正 額	計
1 普 通 債	430,970		14,600	14,600
(1) 公設地方卸売市場	430,970		14,600	14,600
合 計	430,970		14,600	14,600

現在高並びに前年度末及
高の見込みに関する調書

(単位：千円)

増 減 見 込			当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額			
補正前の額	補正額	計	
44,489		44,489	401,081
44,489		44,489	401,081
44,489		44,489	401,081